

第1回港湾施設の立入禁止区域の指定 に係る検討会資料

大阪市港湾局

平成21年1月29日

はじめに

- 大阪港内の防波堤、波除堤、護岸及び廃棄物埋立護岸については、管理の根拠を明確にするために、平成20年4月に港湾施設条例に定める港湾施設として位置づけました。
- これらの施設は、そもそも港内の平穏を維持することなどを目的に設置したものであり、一般市民の立ち入りを想定していないため、これらの施設への立ち入りは多大な危険を伴うものであることから、今般、条例第9条第1項第4号に係る立入禁止区域に指定することとし、その実施について、公正の確保と透明性の向上を図るため、この間、意見公募を実施してきました。
- しかし、この意見公募に対して、全面的な立入禁止には多様な意見が提出されたことから、今後、立入禁止に指定する区域を改めて検討することとしました。
- このことから、本検討会において、様々な角度からご審議いただき、港湾施設の立入禁止区域の指定について、貴重なご意見をいただきたいと思いますと考えています。
- また、透明性、多角性、公平性を確保する観点から、現場視察の実施や釣り関係をはじめとする関係者の意見を反映できるよう、本検討会場において意見聴取を実施したいと考えています。

経過

- 平成19年8月25日 夢洲において、釣客による転落死亡事故が発生
- 平成20年2月29日 大阪市港湾施設条例の改正について、議案提出
- 3月14日 事故者の両親より、大阪市、大阪府及び渡船業者を被告として訴訟提起
- 3月28日 条例の改正について議決
- 4月1日 改正条例の施行
- 8月27日 立入禁止区域の指定(案)について意見公募開始
- 9月26日 意見公募終了
- 9月29日 釣り団体からの要望
- 10月3日 定例記者会見において市長が立入禁止区域の指定について発言
- 11月14日 釣り団体が団体協議の要望書を提出
- 12月2日 港湾局と釣り団体との協議
- 12月16日 定例記者会見において市長が検討会設置を発表

大阪市港湾施設条例

- 大阪市港湾施設条例(抄)

(設置)

第2条 本市に次の港湾施設(以下「施設」という。)を設置する。

- (1)－(24) 省略
- (25)防波堤
- (26)波除堤
- (27)護岸
- (28)廃棄物埋立護岸

(行為の禁止)

第9条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること
- (2) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること
- (3) 貨物、自動車その他の物件を放置すること
- (4) 市長が指定する立入禁止区域に立ち入ること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市規則で定めるもの

立入禁止区域(当初案)



意見公募の概要

- 案件名
大阪市港湾施設条例第9条第1項第4号に係る立入禁止区域の指定について
- 意見公募期間
平成20年8月27日～平成20年9月26日
- 意見受付方法
郵送、FAX、電子メール及び持参
- 意見受付件数 1,385件

意見公募の集計結果

意見の内容	件数(件)	比率(%)
① 賛成	18	0.6
② 釣りの意義、釣り継続の要望を主張するもの	750	26.1
③ 自己責任を主張するもの	276	9.6
④ 一定のルールを決めて認めて欲しいと主張するもの	244	8.5
⑤ 釣り人のマナーの問題を主張するもの	218	7.6
⑥ 危険だから禁止はおかしいと主張するもの	170	5.9
⑦ 経済的な影響、効果を主張するもの	143	5.0
⑧ 管理のあり方に対する主張をするもの	132	4.6
⑨ 利用する権利があると主張するもの	124	4.3
⑩ その他	804	27.9
合計	2,879	100.0

1件で複数の意見を主張しているものは重複でカウントしている。端数処理のため合計は合わない。

意見公募に寄せられた主な意見(1)

① 賛成

- ・施設の安全性から当然だ
- ・釣り人のマナーが悪く、迷惑である
- ・野鳥への被害を避けるため、野鳥園周辺では徹底して欲しい
- ・期限付き、または一部の場所については賛成だ
- ・立入禁止の指定をしたうえで、現状どおり立ち入りを黙認して欲しい 等

② 釣りの意義、釣り継続の要望を主張するもの

- ・釣りの楽しみを奪わないで欲しい
- ・釣り人の立ち入りは施設や、港内の平穏を損なうものではない
- ・釣りは、子供から高齢者まで楽しめる素晴らしいレジャーだ
- ・釣りは、家族や子供とのふれあいの場、憩いの場だ
- ・大阪湾での釣りは、歴史ある文化であり、次世代に継承されるべきだ
- ・大阪湾は、古くからチヌの海として知られる素晴らしい釣り場だ 等

意見公募に寄せられた主な意見(2)

③ 自己責任を主張するもの

- ・海辺のレジャーでの事故は自己責任である
- ・大部分の釣り人は自己責任であると自覚している
- ・安全対策は立ち入るものが自己責任で行うべきである
- ・安全対策や事故は自己責任であることを周知徹底するべきだ 等

④ 一定のルールを決めて認めて欲しいと主張するもの

- ・港湾関係者と釣り人が共存できるルールを検討して欲しい
- ・ライフジャケットの着用や、保険加入を条件にしてはどうか
- ・立ち入り前に誓約書を書かせるなど、責任の所在を明確にしてはどうか
- ・安全確保は渡船事業者などの責任で行うことにさせてはどうか
- ・清掃料金など、釣り場を有料にしてはどうか
- ・安全講習、マナー講習受講済者に対して(有料の)ライセンスを発行するなど、釣りをライセンス制にしてはどうか 等

意見公募に寄せられた主な意見(3)

⑤ 釣り人のマナーの問題を主張するもの

- ・マナーを守り、自ら安全対策、事故防止に努めるので認めて欲しい
- ・釣り人のマナーや安全への意識も向上してきているので認めて欲しい
- ・一部のマナー違反など心無い釣り人のために、全て立入禁止にするのはおかしい
- ・行政も釣り人のマナーや安全対策の向上を図る取組みを行うべきだ 等

⑥ 危険だから禁止はおかしいと主張するもの

- ・危ないから、事故があったから、訴訟になったから立入禁止はおかしい
- ・登山など、自然相手のレジャーやスポーツには危険が伴う
- ・立入禁止にするより、事故原因を調査し、危険を取り除くなどするべきだ
- ・足場がよく、事故もほとんどないなど、注意すればそれ程危険はない 等

意見公募に寄せられた主な意見(4)

⑦ 経済的な影響、効果を主張するもの

- ・渡船事業者や釣具店など、関連する事業者に多大な影響をあたえる
- ・周辺のコンビニや飲食店、ガソリンの売上げなど、経済的な損失が大きい
- ・釣りは観光資源なので、積極的に開放し、大阪の活性化やアピールにつなげた方がよい
- ・釣り人が来なくなると税収も減少する

等

⑧ 管理のあり方に対する主張をするもの

- ・手すりや転落防止柵など、市が安全対策を行って開放するべきだ
- ・海でのレジャーを安全に楽しめる環境整備、施設の設置管理を積極的に進めるべきだ
- ・これまで黙認しており、多数の市民のレクリエーションの場になっている
- ・本当に危険ならば、厳重な立入禁止を行うべきだ
- ・市民利用を前提としてこなかった従来の施設管理がおかしい

等

意見公募に寄せられた主な意見(5)

⑨ 利用する権利があると主張するもの

- ・税金で整備されたのだから、納税者として利用する権利がある
- ・入浜権、幸福追求権(釣りをする権利)など、人権侵害である
- ・海は皆のものだ(自由使用のはずだ)
- ・自由に釣りができた自然海岸を埋め立てた施設を立入禁止にするのはおかしい(それなら自然海岸に戻すべきだ) 等

⑩ その他

- ・特に理由の明記のない反対
- ・釣り公園整備を要望するもの
- ・実効性がない・逆効果であると主張するもの
- ・海に親しむ機会が減少すると主張するもの
- ・安易な立入禁止は行政の責任放棄とするもの
- ・具体的な場所の開放などを求めるもの
- ・フェンスの設置や巡回などは税金の無駄遣いとするもの
- ・他港にも立入禁止の動きが波及することを懸念するもの

等

団体協議の概要

- 日時
平成20年12月2日(火) 午前10時 ~ 午前11時15分
- 場所
大阪WTCビル40階 第5・6会議室
- 団体名
財団法人日本釣振興会大阪府支部
社団法人全日本釣り団体協議会
- 協議等の趣旨
大阪市港湾施設立入禁止区域の指定についての要望

団体からの主な要望

- 釣り人も、ごみの問題や安全の意識など反省する点もある。事故があれば、管理者の責任を問われることもわかっている。今回の話合いでは、管理者責任と釣り人の自己責任について、「責任の分担」のきっかけにしていきたいと思っている。
- 区域を指定するにあたり、我々としては、①危険、環境、あるいは港湾業務等本来の目的で立入禁止とする場所 ②主として防波堤であるが、渡船業者が業務として渡してきた場所 ③安全柵がない護岸等で釣り人の自己責任や安全意識の啓発を行い、開放されるべき場所 ④既に安全柵がある緑地など、規則を変更して釣りができる場所を作るといった整理を願いたい。
- 我々と行政では、100%立場が違うが、時間をかけて納得いく線を出していけたらと思っているので、考えてもらいたい。

団体への説明概要

- ①港湾作業、荷役に支障を及ぼす場所については立入禁止が不可欠である。
- ②渡船で渡している防波堤については危険な場所である。管理者として立ち入りを認めるためには「通常有すべき安全性を欠いていない」ことが前提となり、なんらかの形でそれが実現されないと開放はできない。具体的に色々のご提案をいただきながら可能性を探っていきたい。
- ③一般の釣り人に対して自己責任や安全の意識を啓発するのは難しい問題であるが、どのレベルまで安全確保するかとあわせて、具体的に色々のご提案をいただきながら考えていきたい。
- ④緑地は釣り人以外の一般の人とのトラブルが問題となるため、そちらの意見も踏まえながら検討する必要がある。

今後の検討内容について(1)

大阪港を利用される事業者、海辺に親しまれ、また趣味を楽しまれる来訪者、来訪者に対するサービス提供等事業活動を展開されている事業者、周辺に居住されている市民など、関係する方々がそれぞれの立場で共存し、協働して、親しまれ使い勝手の良い港として発展させていけるよう、次の視点から立入禁止区域の指定について検討する。

<検討内容>

- 立入禁止区域に指定する区域の選定について
- その他、区域指定に伴う必要な事項について

今後の検討内容について(2)

＜検討にあたっての視点＞

- (安全性の確保)

本来、人の利用を想定していない施設であり、安全対策をどのように措置すべきか、また、海洋気象の面から、高波や強風の影響はどの程度かなど。

- (利用者マナーと環境保全)

利用者マナーの徹底とごみや道具の放置問題、野鳥、渡り鳥への影響など。

- (関連事業者への影響)

船舶関係者、港運関係者ととも、渡船や釣具店等関係者の事業活動への影響など。

- (海辺に親しむ権利と責任)

制限の範囲、自己責任と施設管理責任、管理のあり方など。

- (費用負担)

開放のための安全対策や施設維持に要する費用負担のあり方、受益者負担の考え方など。

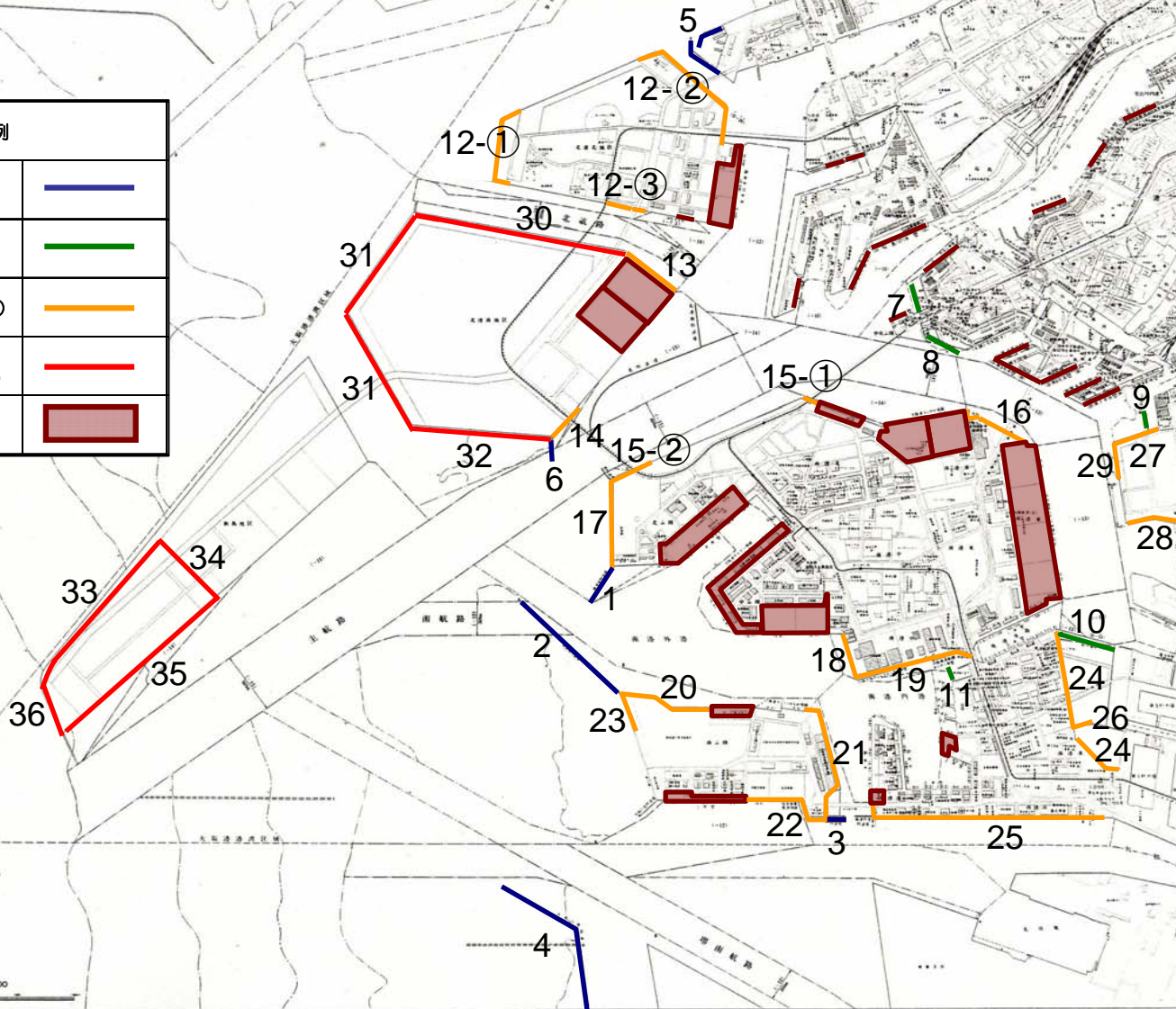
スケジュール

- 「港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会」の審議に関する今後の日程
 - 現場視察(1回目) 平成21年2月中旬
 - 現場視察(2回目) 平成21年2月中下旬
 - 検討会(第2回) 平成21年3月下旬 釣り団体等関係者からの意見聴取
 - 検討会(第3回) 平成21年4月下旬 議題の検討
 - 検討会(第4回) 平成21年5月下旬 議題の検討
 - 検討会(第5回) 平成21年6月下旬 議題の検討及び必要に応じて釣り団体等関係者からの意見聴取
 - 検討会(第6回) 平成21年7月初中旬 取りまとめ
 - 検討会(第7回) 平成21年7月下旬 最終答申

- ※ 2回目の現場視察については、1回目の実施状況により変更する場合があります。
- ※ 釣り団体等関係者からの意見聴取の内容については、検討会において審議します。
- ※ 第3回以降の日程については、検討会の進捗状況等により変更する場合があります。

立入禁止区域(当初案)及び 保安対策対象埠頭施設位置図

凡 例		
立入禁止区域 (当初案)	防波堤(1~6)	
	波除堤(7~11)	
	護岸(12~29)	
	廃棄物埋立護岸 (30~36)	
	保安対策対象の埠頭施設 (民間施設を除く)	



記号	名称
	防波堤
	波除堤
	護岸
	廃棄物埋立護岸
	保安対策対象の埠頭施設